

財団法人筑紫野市管理公社寄附行為

昭和59年12月15日
寄附行為第1号

改正 平成7年4月1日寄附行為第1号
改正 平成12年4月27日寄附行為第1号
改正 平成13年2月26日寄附行為第1号
改正 平成14年2月25日寄附行為第1号
改正 平成15年2月24日寄附行為第1号

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人筑紫野市管理公社（以下「公社」という。）という。

(事務所)

第2条 公社は、事務所を筑紫野市上古賀一丁目5番1号に置く。

(目的)

第3条 公社は、中小企業従業者の福祉に関する事業を総合的に行うことにより雇用の安定を図るとともに、筑紫野市所管の公共施設について同市から管理等の委託を受け、その運営を効果的に行うことにより市民生活の向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 筑紫野共同福祉施設の整備及び管理運営に関する事業
- (2) 中小企業の従業者の福祉を増進し、中小企業の労働力の確保及び雇用の安定に資する事業
- (3) 筑紫野市から委託を受けた公共の施設の整備及び管理運営に関する事業
- (4) 市民の文化、教養及び福祉の向上及び振興に関する事業

(5) その他会社の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産及び会計

(資産)

第 5 条 会社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際、基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分制限)

第 7 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、会社の事業遂行上、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、福岡県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第 8 条 資産は、理事会の議決に基づいて理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 公社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第11条 公社の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始の前までに理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算書)

第12条 公社の事業報告及び収支決算書は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度終了後2月以内にその年度末の財産目録及び貸借対照表とともに、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(剰余金の処分)

第13条 公社の決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に編入し、又は次事業年度に繰り越すことができる。

第3章 役員及び事務局

(種別及び選任)

第14条 公次に次の役員を置く。

(1) 理事6人以上10人以内

(2) 監事2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

3 理事及び監事は、筑紫野市長が任命する。

4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、公社を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この公社の常務を掌理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、公社の業務の執行を決定する。
- 5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員報酬等)

第16条 役員は、有給とすることができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(役員任期及び解任)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員は、公社の役員としてふさわしくない行為があったと認められる場合、又は心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合には、その任期中であっても理事総数の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(事務局及び職員)

第18条 公社の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 その他事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第20条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この会社の業務に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第21条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(召集)

第22条 理事会は、理事長が召集する。

2 理事会を召集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ開会の日7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長、定足数及び議決)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。
3 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により書面又は委任により表決した者は、前条の規定の適用については出席した者とみなす。

(監事の出席)

第25条 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(議事録)

第26条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちから、その理事会において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第27条 この寄附行為は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、福岡県知事の許可を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第28条 公社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、福岡県知事の承認があったとき解散する。

2 解散のとき存する残余財産は、筑紫野市に帰属するものとする。

第6章 補則

(委任)

第29条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、福岡県知事の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この公社の設立当初の役員は、この寄附行為第14条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、昭和61年3月31日までとする。
- 3 設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から始まり昭和60年3月31日に終わるものとする。
- 4 設立当初の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則（平成7年4月1日寄附行為第1号）

この寄附行為は、福岡県知事の変更認可を経て平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月27日寄附行為第1号）

この寄附行為は、福岡県知事の変更認可を経て平成12年4月27日から施行する。

附 則（平成13年2月26日寄附行為第1号）

この寄附行為は、福岡県知事の変更認可の日（平成13年2月26日）から施行する。

附 則（平成14年2月25日寄附行為第1号）

この寄附行為は、福岡県知事の変更認可を経て平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月24日寄附行為第1号）

この寄附行為は、福岡県知事の変更認可を経て平成15年4月1日から施行する。